

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し事務に応じた操作権限を設定をしている。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。以下同じ)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを都道府県と共同して構築している。</p> <p>船橋市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <ul style="list-style-type: none">①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票又は除票の記載、消除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付
③システムの名称	既存住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 住基ネットゲートウェイシステム 証明書発行システム 自治体中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第81号)</p> <p>(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(番号整備法)(平成25年5月31日法律第28号))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 <p>(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第30条の12 <p>(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(船橋市が提供)</p> <p>番号法第19条第8号及び別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、8の項、9の項、11の項、16の項、18の項、20の項、23の項、27の項、30の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、66の項、67の項、70の項、74の項、77の項、80の項、84の項、85の2の項、89の項、91の項、92の項、94の項、96の項、97の項、101の項、102の項、103項、105の項、106の項、107の項、108の項、111の項、112の項、113の項、114の項、116の項、117の項、120の項</p> <p>(船橋市が照会)</p> <p>:なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市市民生活部戸籍住民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>船橋市市民生活部戸籍住民課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2270</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別紙1 令和元年9月5日現在)	(別紙1 令和3年3月30日現在)	事後	
令和4年2月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別紙1のとおり (別表第二における情報照会の根拠) :なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	(船橋市が提供) 番号法第19条第8号及び別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、8の項、9の項、11の項、16の項、18の項、20の項、23の項、27の項、30の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、66の項、67の項、70の項、74の項、77の項、80の項、84の項、85の2の項、89の項、91の項、92の項、94の項、96の項、97の項、101の項、102の項、103の項、105の項、106の項、107の項、108の項、111の項、112の項、113の項、114の項、116の項、117の項、120の項 (船橋市が照会) :なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	事後	

(別紙1 令和3年3月30日現在) 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

別表第二の項番号(第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)の条項

別表第二の項番号	平成26年/内閣府/総務省/令第7号の条項
1	第1条第2号ハ
2	第2条第5号口、同条第10号ハ、同条第11号ハ、同条第17号ハ、同条第18号
3	第3条第6号口、同条第11号ハ、同条第12号ハ
4	第4条第2号ハ
6	第6条第3号、同条第7号口、同条第8号口、同条第16号
8	第7条第1号口、同条第2号ハ、同条第3号ハ、同条第4号口、同条第5号口
9	第8条第1号ホ、同条第2号ホ、同条第4号
11	第10条第1号ハ、同条第3号ハ、同条第4号ハ、同条第5号口
16	第12条第1号ハ、同条第2号口、同条第3号口、同条第4号ハ、同条第5号(同条第1号ハ)、同条第6号口、同条第8号ハ
18	第13条第1号口、同条第2号ニ
20	第14条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ニ
21	(平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布)
23	第16条第2号
27	第20条第9号口
30	(平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布)
31	第22条第1号ニ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、同条第10号、同条第11号
34	第22条の3第4号口、同条第5号口、同条第6号
35	第22条の4第1項第1号、同項第2号ニ、同条第2項第1号、同項第2号ホ、同条第3項第1号、同項第2号ホ、同条第4項第1号、同項第2号ホ
37	第23条第3号
38	第24条第3号
39	第24条の2第4号口、同条第8号ハ、同条第9号ハ、同条第10号
40	第24条の3第2号
42	第25条第8号ニ、同条第9号、同条第10号
48	第26条の3第1号口、同条第2号、同条第3号口、同条第4号
53	第27条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号ニ
54	第28条第1号ホ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、同条第7号、同条第8号、同条第9号、同条第10号
57	第31条第1号ホ、同条第2号ニ、同条第5号ホ、同条第6号ホ
58	第31条の2第5号口、同条第9号ハ、同条第10号ハ、同条第11号
59	第31条の3第2号
61	第32条第1号ハ、同条第2号ハ
62	第33条第5号
66	第37条第1号口、同条第2号イ
67	第38条第1号口
70	第39条第4号
74	第40条第1号口、同条第2号、同条第3号口
77	第41条第1号、同条第2号
80	第43条第1号口、同条第5号ハ
84	第43条の3第2号

別表第二の項番号	平成26年/内閣府/総務省/令第7号の条項
85の2	第43条の4第1号二、同条第2号
89	(平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布)
91	第44条の2第2号
92	第45条第2号
94	第47条第1項第2号二、同項第3号二、同項第4号二、同項第5号二、同項第6号二、同項第7号二、同項第8号二、同項第9号二、同項第10号二、同項第11号二、同項第12号二、同項第13号二、同項第14号二、同項第15号二、同項第16号二、同項第17号ハ、同項第18号二、同項第19号二、同項第22号二、同項第23号二、同条第2項の規定により準用する同条第1項第3号二、同条第2項の規定により準用する同条第1項第4号二、同条第2項の規定により準用する同条第1項第22号二
96	第48条
97	第49条第1号口、同条第3号口
101	第49条の2第2号
105	(平成26年/内閣府/総務省/令第7号、未公布)
106	第53条第1号ワ、同条第2号ヘ、同条第3号ホ、同条第5号ハ
107	第54条第2号
108	第55条第1号ハ、同条第6号口、同条第7号口、同条第9号口、同条第10号口、同条第11号口
111	第56条
112	第57条
113	第58条第1号口、同条第2号口
114	第59条第2号
116	第59条の2の2第1号ハ、同条第2号(同条第1号ハ)、同条第3号(同条第1号ハ)、同条第4号(同条第1号ハ)、同条第5号(同条第1号ハ)、同条第6号ハ、同条第7号(同条第6号ハ)、同条第8号(同条第6号ハ)、同条第9号(同条第6号ハ)、同条第10号(同条第6号ハ)、同条第11号(同条第6号ハ)
117	第59条の2の3第2号
120	第59条の3第1号ホ、同条第2号ホ、同条第4号